



2025年7月15日

各 位

会社名 株式会社 パソナグループ  
代表者名 代表取締役社長 CEO 若本 博隆  
(コード番号 2168 東証プライム)  
問合せ先 副社長執行役員 CFO 仲瀬 裕子  
(TEL. 03-6734-0200)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2025年8月22日開催予定の第18期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役の報酬等の額は、2017年8月18日開催の第10期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する金銭報酬額については年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、従業員兼務取締役の従業員分給与は含みません。）として、当社の監査等委員である取締役の金銭報酬額は、年額100百万円以内とご承認いただいております。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度については、上記金銭報酬枠とは別枠で、株式取得の原資として信託に拠出する金銭の額を5事業年度で800百万円以内、付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は260,000ポイント以内としてご承認をいただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記の金銭報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です（なお、【参考】に記載のとおり、監査等委員である取締役の報酬額については、その改定に関する議案を本制度に係る報酬枠の設定とは別途本株主総会に付議することを予定しております。）。

#### 2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき監査等委員でない取締

役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額 300 百万円以内（うち社外取締役分は年額 25 百万円以内。ただし、従業員兼務取締役の従業員分給与は含みません。）、監査等委員である取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額 100 百万円以内といたします。また、当社が監査等委員でない取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 150,000 株以内（うち社外取締役分は年 12,500 株以内。）、監査等委員である取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は年 50,000 株以内といたします。

ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。

本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式 1 株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における 1 株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の独立性の基準を満たした独立社外取締役を過半数として構成された指名・報酬委員会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

#### 【参考①】

監査等委員である取締役の報酬額について、当社は、現行の年額 100 百万円以内を年額 200 百万円以内へ変更する報酬額改定に関する議案を本株主総会に付議することを予定しております。改定理由といたしましては、ご承認いただいた時点（2017 年 8 月 18 日開催の第 10 期定時株主総会）よりその員数が 1 名増加していること、ならびに取締役及び監査等委員の責務や期待される役割がこれまで以上に増大することを勘案したものでございます。

**【参考②】**

当社第18期定時株主総会は2025年8月22日（金）に開催を予定しております。なお、開催形式は、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）にて開催することを予定しております。

以 上